

商標使用許諾契約登録弁法

1997年8月1日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

商標使用許諾契約登録弁法

(1997年8月1日国家工商行政管理局商標局発表)

第一条 商標使用許諾契約の管理を強化し、商標使用許諾行為を規範化するため、「中華人民共和国商標法」および「中華人民共和国商標実施細則」の関連規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 商法登録人が他人にその登録商標の使用を許可するには、商標使用許諾契約を結ばなければならない。

第三条 商標使用許諾契約の締結は、自発的、誠実・信用の原則を遵守しなければならない。

いかなる機関や個人も許可契約を利用して違法行為に従事し、社会公共の利益や消費者の權益を損なってはならない。

第四条 商標使用許諾契約は締結日から3カ月以内に、許可人が許可契約の副本を商標局に登録用に送付しなければならない。

第五条 商標局に対して商標使用許諾契約の登録手続きを行う場合、国家工商行政管理局の認可した商標代理組織に代理を委託することができ、また直接商標局を訪れて手続きすることもできる。

第六条 商標使用許諾契約には少なくとも下記の内容が含まれて入なければならない。

- (一) 使用を許可する商標およびその登録証番号。
- (二) 使用を許可する商品の範囲。
- (三) 使用許諾の期限。
- (四) 使用を許可する商標のマークの提供方法。
- (五) 被許可人がその登録商標を使用する商品の品質について許可人が監督を行うという条項。
- (六) 許可人の登録商標の使用を許可する商品の上に、被許可人の名称と商品生産地を明記するという条項。

第七条 商標使用許諾契約の登録申請では、下記の書類を提出しなければならない。

- (一) 商標使用許諾契約の登録案。
- (二) 商標使用許諾契約の副本。
- (三) 使用を許可する商標の登録証のコピー。

人間用薬品の商標許可契約の登録は、同時に被許可人が取得した衛生行政管理部門の有効的な証明文書を添付しなければならない。

煙草や葉巻、包装された刻み煙草の商標使用許諾契約の登録では、同時に被許可人が取得した国家煙草主管部門の生産許可の有効的な証明文書を添付しなければならない。

外国語の文書は同時に中国語翻訳を添付しなければならない。

第八条 商標登録人が被許可人を通じて第三者に対してその登録商標の使用を許可す

る場合、その商標使用許諾契約には被許可人が第三者に使用を許可することを認める内容または対応する授權書が含まなければならない。

第九条 商標使用許諾契約の登録申請では、使用を許可する商品数に基づき商標使用許諾契約登録表に記入、また対応する使用許諾契約の副本および「商標登録証」のコピーを添付しなければならない。

第十条 商標使用許諾契約の登録申請では、許可人は使用を許可する商標数に基づき登録費を支払わなければならない。登録費の支払いは直接商標局を訪れて支払うことも可能で、また商標代理組織に委託して支払う方法を採用することもできる。具体的な支払い基準は商標業務の料金徴収の関連規定に基づいて執行する。

第十一条 以下の状況の一つがある場合、商標局は登録申請を受け付けない。

- (一) 許可人が許可される商標の登録人でない。
- (二) 使用を許可する商標と登録商標が一致しない。
- (三) 使用を許可する商標の登録証書番号と提供された商標登録証書の番号が合致しない。
- (四) 使用許諾の期限が当該登録商標の有効期限を超えている。
- (五) 使用を許可する商標が当該商標の使用が確定されている商品範囲を超えている。
- (六) 商標使用許諾契約に本弁法第6条で列記された内容が不足している。
- (七) 登録申請に本弁法第7条で列記された書類が不足している。
- (八) 商標使用許諾契約登録申請費用を未納付である。
- (九) 登録申請の外国語文書に中国語翻訳が添付されていない。
- (十) その他の登録申請を受け付けない状況。

第十二条 商標使用許諾契約の登録書類が揃い、「商標法」および「商標法実施細則」の規定に適合する場合、商標局は登録を受け付ける。

既に登録された商標使用許諾契約は、商標局が登録申請人に登録通知書を発行、また毎月2冊目の「商標公告」に集中して掲載する。

第十三条 登録の要求に合わないものは商標局が差し戻し、理由を説明する。

許可人は差し戻された登録資料を受け取った日から1カ月以内に、商標局の指定した内容に照らして補正し再度登録申請を送る。

第十四条 以下の状況の一つがある場合、商標使用許諾契約登録申請を再度行わなければならない。

- (一) 使用を許可する商品の範囲を変更した。
- (二) 使用を許可する期限を変更した。
- (三) 使用を許可する商標の所有権が譲渡された。
- (四) その他の再申請をすべき状況。

第十五条 以下の状況の一つに当たる場合、許可人と被許可人は書面で商標局およびそれぞれの所在地の県級工商行政管理機関に通知しなければならない。

- (一) 許可人の名義を変更した。

- (二) 被許可人の名義を変更した。
- (三) 商標使用許諾契約を前倒しで終了した。
- (四) その他の通知が必要な状況。

第十六条 詐欺の手段またはその他の不当な手段で登録をした場合、商標局はその商標使用許諾契約登録を取消し、また公告する。

第十七条 既に登録された商標使用許諾契約に対しては、任意の機関や個人が書面で問合せ申請を提出することができ、また関連規定に基づいて問合せ手数料を支払う。

第十八条 「商標法実施細則」第 35 条の規定に照らして、許可人と被許可人は許可契約の締結日から 3 カ月以内に、許可契約の副本をその所在地の工商行政管理機関に調査用に保存しなければならない。具体的な調査用の保存方法は本弁法を参照して執行する。

第十九条 県級以上の工商行政管理機関は「商標法」およびその他の法律、法規、規則の規定に基づき、商標使用許諾行為の指導、監督、管理を担当する。

第二十条 商標使用許諾契約を利用して違法活動に従事した場合、県級以上の工商行政管理機関が「商標法」およびその他の法律・法規・規則の規定に基づいて処理する。犯罪を構成する場合、法律により刑事責任を追及する。

第二十一条 本弁法で述べる商標許可人とは商標使用許諾契約で他人にその登録商標の使用を許可する人を指し、商標の被許可人とは「商標法」および「商標法実施細則」の関連規定に合い、また商標登録人の授権を受けてその商標を使用する人を指す。

本弁法の商品商標に関する規定は、サービス商標を適用する。

第二十二条 商標使用許諾契約のモデル文書は商標局が制定し公布する。

第二十三条 本弁法は発表日から施行する。商標局は同時に 1985 年 2 月 25 日に配布した「商用使用許諾契約登録注意事項」を廃止する。

付属一： 商標使用許諾契約（モデル文書）

契約番号：

締結場所：

商標使用許諾人（甲側） _____

商標使用の被許可人（乙側） _____

「中華人民共和国商標法」第 26 条と「商標実施細則」第 35 条の規定に基づき、甲、乙の双方は自発的、誠実・信用の原則を遵守し、協議による合意を経て、本商標使用許諾契約を締結する。

一、甲は登録済みの _____ 類 _____ 商品上で使用する第 _____ 号 _____ の商標について、乙が _____ 類 _____ 商品上で使用することを許可する。

商標マーク：

二、使用許諾の期限は_____年_____月_____日から_____年_____月_____日までとする。契約期間が満了した後、使用期間を延長する必要がある場合、甲と乙双方が別途商標使用許諾契約を結ぶ。

三、甲は乙が使用する登録商標の商品品質を監督する権利があり、乙は当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。具体的な措置は以下のとおり。_____。

四、乙は当該登録商標を使用する商品上に自らの企業名称と商品産地を明記しなければならない。

五、乙は甲の登録商標の文字、図形またはその組合せを任意に変更してはならず、また許可された商品範囲を超えて甲の登録商標を使用してはならない。

六、甲の授權を得ずには、乙はどのような形式や理由でも甲の登録商標許可を第三者に使用させてはならない。

七、登録商標マークの提供方法：

八、使用許諾費用と支払い方法：

九、本契約を繰り上げて終了する場合、甲、乙の双方はそれぞれ終了日の1カ月以内に商標局およびそれぞれの所在地の県級工商行政管理機関に書面で通知しなければならない。

十、違約責任：

十一、紛糾の解決方法：

十二、その他の事由：

本契約は一式 部で、締結日から3カ月以内に甲、乙双方がそれぞれ契約の副本を所在地の県級工商行政管理機関へ調査用に保存するため送り、また甲は商標局へ登録申請のために送る。

商標使用許諾人（甲）

商標使用の被許可人（乙）

（捺印）

（捺印）

法定代表人

法定代表人

住所

住所

郵便番号

郵便番号

年 月 日

年 月 日

付属二： 商標使用許諾契約登録通知書

商標契約登録番号〔 〕号

_____：

「中華人民共和國商標法」および「中華人民共和國商標実施細則」の関連規定に基づき、貴殿（ ）が_____年_____月_____日に当局に送達した_____に使用を許可した_____号_____商標使用許諾契約副本は、審査を経て当局が申請を受理した。

商標使用許諾契約登録番号は_____。

ここに通知する。

(商標局捺印)

年 月 日